



# 監 査 報 告 書

令和 6 年 5 月 27 日

学校法人十文字学園 理事会 御中

監事 山田 哲司 

監事 松崎 正代 

私たちは、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人十文字学園寄附行為第 14 条に基づき学校法人十文字学園の令和 5 年度（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）の学校法人の業務、財産の状況、理事の業務執行の状況及び計算書類等、すなわち事業の実績、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）、財産目録について監査を行い、以下のとおり報告する。

## 1. 監査の方法の概要

理事会その他の会議に出席したほか、理事等から業務の執行報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて、設置されている学校において業務及び財産の状況、理事の業務執行の状況を調査した。また、公認会計士から監査報告及び説明を受け、計算書類等につき検討を加えた。

## 2. 監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、事業の実績、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）、財産目録の記載と合致し、適法かつ正確に法人の収支状況及び財政状況を示していると認める。
- (2) 学校法人の業務、財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し不正の行為又は法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実は認められない。

以上